

東串良町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 東串良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「運送法省令」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 前2号以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要な事項

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通法及び国庫補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整、並びに交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (2) 運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること（自家用有償旅客運送を含む。）
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、東串良町運賃協議会設置規約に基づく東串良町運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東串良町長及びその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
- (5) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
- (6) 町民又は利用者を代表する者
- (7) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者

- (10) 鹿児島県肝付警察署長又はその指名する者
 - (11) 鹿児島県知事又はその指名する者
 - (12) 東串良町内において自家有償旅客運送を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
 - (13) 学識経験を有する者その他交通協議会議の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要なとの申し出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(協議会の組織)

- 第5条 協議会に会長（1名）、副会長（1名）及び監事（2名）を置く。
- 2 会長は、東串良町長又はその指名する者をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議（以下、会議）の会務を総括する。
 - 4 副会長・監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の監査事務を行う。

(協議会の会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議は、原則として公開とする。但し、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(会議の特例)

- 第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。
- 2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会)

- 第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、第3条に定める協議会の構成員のうち、当該調査又は検討のために必要な知見等を有する者による協議会の分科会を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会において、協議、検討が行われた場合には、会議における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会は、協議会の運営に必要な業務、及び地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項への対応を行うため、東串良町企画課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。